

【協議事項】

No.18 介助等の配慮が必要な議員の行政視察等の対応について	提出会派
	自民の会

【提案趣旨】

本委員会では、これまで議事堂内のバリアフリー化について協議を重ね、可能なものから改修を行うとともに、個人の申し出に基づき、さまざまな配慮を行ってきた。

このたび、介助等の配慮が必要な議員が行政視察等を円滑に行える環境をつくるため、次のとおり対応方針を定めたい。

- (1) 介助の配慮が必要な議員が指定した者を介助員として、行政視察等への同行を認める。
- (2) 介助員にかかる費用は、北九州市旅費条例（以下「条例」という。）に基づき支給する。
- (3) そのほか障害を負った議員から申し出があった場合は、当該議員の障害の特性や具体的状況により、移動手段の変更（航空機から鉄道への移動手段の変更や福祉車両の利用等）やその他必要な配慮について、条例等に基づいた措置を行う。

【本市議会で取り組んだバリアフリー化の例】

- ・ 特別傍聴席の活用・・・傍聴席の傾斜が急であるため、高齢者や乳幼児が傍聴しやすいよう特別傍聴席を改修
- ・ 議場の段差解消・・・演台まで簡易スロープを設置し段差を解消
- ・ 昇降式の演台に改修・・・車いすでの登壇が可能、着席による委員長報告の実施

【申し出による配慮の例】

- ・ 表決方法の変更・・・起立ではなく挙手による表決
- ・ 手元タイマーの設置・・・残時間表示の確認